2022

安 全 報 告 書

阿佐海岸鉄道株式会社

安全報告書

目　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　安全を確保するための基本方針と目標　・・・・　２
　２－１　安全に関する基本的な方針および
　　安全に係る行動規範
　２－２　令和4年度の安全目標

３　令和三年度の事故等の発生状況　・・・・・・・・・　３
　３－１　運転事故
　３－２　輸送障害（30分以上の遅延及び運休）
　３－３　災害（暴風雨等による被害）
　３－４　インシデント（事故の兆候）
　３－５　行政指導等

４　輸送の安全確保のための取り組み・・・・・・・・・　４
　４－１　部内会議の充実
　４－２　重点安全施策
　４－３　安全確保の励行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

５　社内の安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　５－１　組織図
　５－２　各管理者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

６　こども110番の駅について・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

７　安全報告書へのご意見等

１　はじめに

　阿佐海岸鉄道株式会社では、平成１８年１０月１日に鉄道事業法第１８条の３第２項の規定に基づき、安全管理規程を制定しました。

　この安全管理規程は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とするものです。

　この安全報告書は、弊社の安全に関する取組み並びにその他安全に関する情報を取りまとめ皆様に公表するものです。

2. 安全を確保するための基本方針と目標

2－1　安全に関する基本的な方針
および安全に係る行動規範

（1）一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
（2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
（3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
（4）職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
（5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
（6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
（7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2－2　令和4年度の安全目標

平成20年6月に発生した人身障害事故（車両脱線事故）を受けて施行した対策を礎に無事故を継続しており、経営トップを含む安全管理部門（各管理者）と現場相互間で、安全最優先の原則の徹底と安全情報の共有等が可能となる風通しの良い社風の構築と、双方向のコミュニケーション体制を構築するとともに、事故のあった6月30日を「阿佐海岸鉄道安全の日」に制定し、常日ごろからPDCAサイクルを経営トップが適切に機能させることで、輸送の安全への取組みを向上させる体制の構築を図ります。

３．令和3年度の事故等の発生状況

3－1　運転事故

件数	死傷者（死亡者）
0件	0件→0人

3－2　輸送障害（30分以上の遅延及び運休）

項目	件数
自然災害	0件
設備故障	0件
第三者障害	0件

3－3　災害（暴風雨等による被害）

令和3年度は、災害による被害はありませんでした。

3－4　インシデント（事故の兆候）

令和3年度は、四国運輸局へのインシデント報告はありませんでした。

3－5　行政指導等

令和3年度は、四国運輸局からの行政指導はありませんでした。

４. 輸送の安全確保のための取り組み

４－１　部内会議の充実

阿佐海岸鉄道では、阿佐鉄戦略会議を行い、各分野より会社施策の推進と、安全輸送に関しての業務支障実態等を出し合い、それに対しての対策などを協議し、お客様に安心・安全・安定した輸送の提供に心掛けています。

４－２　重点安全施策

阿佐海岸鉄道として、下記に掲げる安全施策により基本動作・基本作業を徹底し、ヒューマンエラー撲滅に努めます。

①『基本動作が安全への第一』であることを再認識します。
②自ら行動に責任を持ち、基本の手順、取扱いを厳守します。
③お客様の命を預かっているという危機管理意識を持って、自らの仕事、責任を果たします。
④業務においては、けじめを持って、気を緩めず、真面目に取組みます。
⑤常日頃から、自らの健康にも気をつけ、徹底した健康管理に努めます。

4－3　異常時訓練及び安全確保の励行

伝令法による救援列車訓練や、乗務員机上教育訓練の実施をしています。

【故障列車の救援訓練（伝令法）】

【乗務員机上教育訓練】

5. 社内の安全管理体制

5－1　組織図

安　全　管　理　体　制　図

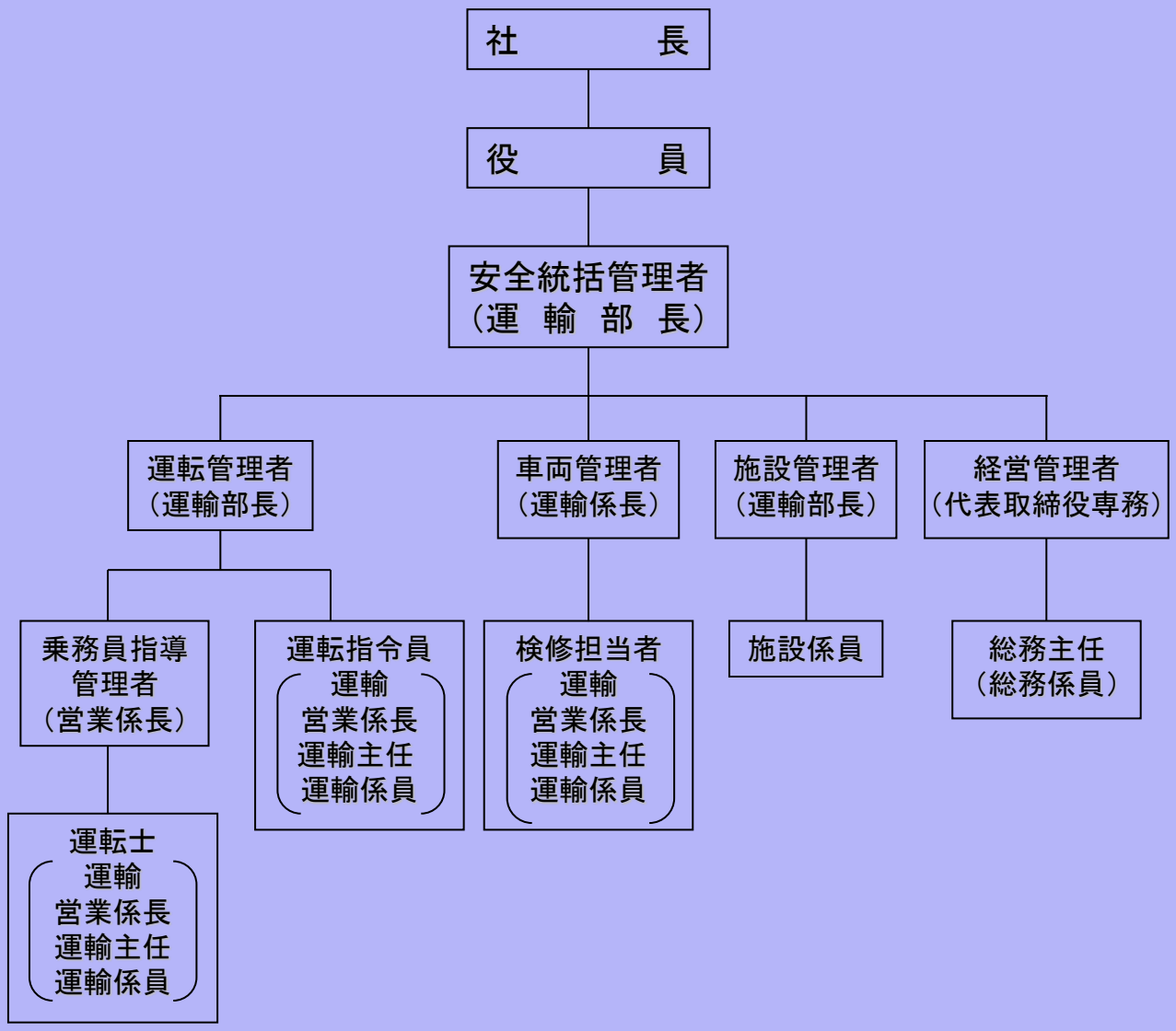

令和4年3月31日現在

5－2　各管理者の役割

社　　長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全総括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運　転　管　理　者	安全統括管理者の指揮の下、運転及び事故防止に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転関係係員の資質の保持に関する事項を管理する。
施　設　管　理　者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。
車　両　管　理　者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
経　営　管　理　者	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

6. こども110番の駅について

地域の子供達が安心して暮らせる環境を確保するため、日本民営鉄道協会と全国多数の鉄道事業者が連携して「こども110番の駅」を実施しています。

「こども110番の駅」では、目印となるステッカーを見て子供が駅に助けを求めてきたときは、子供を保護し、被害に遭った時だけでなく、日頃から安全・安心への配慮を心がけ、安全・安心な地域づくりに貢献するとともに、子供にとって楽しく、フレンドリーなやさしい駅を目指しています。

7. 安全報告書へのご意見等

安全報告書や弊社の安全への取組みに対するご意見、ご感想をお寄せ下さい。

運輸課　unyu@asatetu.com

公式サイト　https://asatetu.com